

令和2年度

第1回飯田市土地利用計画審議会

第1回飯田市都市計画審議会

議 事 録

令和2年4月23日 14時00分～

飯田市役所C棟 311・312・313 会議室

- 1 開 会
- 2 理事者あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 諮問
- 5 審議事項
 - ア 飯田都市計画ごみ焼却場の変更（市決定）について
 - イ 飯田市土地利用基本方針の変更について
- 6 閉 会

○近藤 定刻となりましたので、只今から飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします地域計画課の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮いたしまして、できる限り短時間で行いたいと考えております。また、できるだけ地域間往来の自粛の観点から、大貝会長におかれましては、本日ウェブによる出席をお願いしております。なお、マスクを着用して行いますが、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

初めに、新たに委員になられた皆様をご紹介いたします。関係行政機関から選出いただいております尾出委員、丸山委員が異動に伴い交代され、今井委員、細川委員を任命することといたしました。恐れ入りますが任命書のほうをお席にご用意させていただいております。ご確認をお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様にも事前にお配りしました資料は、「事前配布資料No. 1」と「事前配布資料No. 2-1～2-3」でございます。また、本日お配りしました資料は、「会議次第」、「諮問書の写し」、「審議会委員等名簿と配置表」、「竜丘地区土地利用構想図」、以上でございます。資料に不足などございましたら事務局までお申し付けいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

2 理事者あいさつ

○近藤 それでは、牧野市長よりご挨拶申し上げます。

○牧野市長 皆様こんにちは。

本日は、飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開催いたしましたところ、それぞれの委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりをいただきまして深く感謝を申し上げます。また、会長を務めていただいております大貝会長におかれましては、ウェブからの参加ということで本当にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から市政に関しまして、それぞれの立場で格別なるご高配を賜っておりますことに対し、改めて御礼を申し上げます。

また、先ほどから紹介させていただいておりますが、新たに審議委員になられましたお2人の皆様方におかれましては、専門的なお立場からご助言を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、先程ご案内させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮いたしまして、短時間で行わせていただければと思っております。任命書の交付、あるいは諮問につきましても、簡略化させていただきたいと思っておりますが、どうかご了承いただければと思います。

本日は、1月の令和元年度第4回審議会でご協議をいただきました、「飯田都市計画ごみ焼

却場の変更（市決定）」、「飯田市土地利用基本方針の変更」につきまして、ご審議をいただきたいと思います。委員の皆様方におかれましては慎重なご審議のほどをよろしくお願いいたします。

今後も、それぞれの皆様方におかれましては土地利用計画、都市計画に係る協議をしていただくこととなりますが、どうかご理解、ご協力のほどを重ねてよろしくお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（会議の成立について）

○近藤 ここで委員の出席状況につきましてご報告いたします。

土地利用計画審議会委員 13 名のうち 10 名、都市計画審議会委員 22 名のうち 18 名の皆様にご出席いただいております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第 7 条第 2 項及び飯田市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本会議は成立している旨お伝えいたします。

なお、高瀬委員、丹羽委員、鈴木（真）委員、村澤委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、浅野専門委員、鈴木（弘）専門委員、上原専門委員につきましても、あらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、伊藤委員の代理で福本事業対策官に出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

3 会長あいさつ

○近藤 それでは、次第に従いまして大貝会長にご挨拶をお願いいたします。

○大貝会長 会長の大貝です。一言ご挨拶申し上げます。

本日、審議会委員の皆様におかれましては、土地利用計画審議会、そして都市計画審議会の両方の委員として、ご尽力、ご足労いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、先程、市長からもお話がありましたとおり、コロナウィルスの感染拡大防止に配慮して短時間での会議となるように簡略化する部分もございます。何卒、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、本日はウェブによる進行になりました。通信の関係上、聞き取りにくい部分もあるかと思いますが、その点に関しましては、事務局に補助していただきたいということで、あらかじめ、ご了承をお願いいたします。

本日の会議につきましては、前回の審議会におきましてご協議いただきました 2 つの案件について、諮問が予定されておりますので、皆様には慎重なご審議をお願いしたいと思います。そして、諮問につきましては、できれば本日一定の結論が得られればと思っております。委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○近藤 ありがとうございます。

4 諮問

○近藤 それではこれより諮問に入らせていただきます。

諮問書の写しをお配りしておりますので、委員の皆様にはご覧いただきたいと思います。

先程も申し上げましたが、感染防止に配慮した会議時間短縮のため、席にて読み上げをさせていただきますのでご理解いただきますようお願いいたします。

また、「飯田市土地利用基本方針の変更について」でございますが、こちらは両審議会に諮問する案件でございますが、都市計画審議会への諮問のみ読み上げさせていただき、土地利用計画審議会への読み上げは省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、市長は諮問後、公務により退席させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。それでは、牧野市長お願いいたします。

○牧野市長 それでは私のほうで読み上げさせていただきます。

2 飯地計第9号 令和2年4月23日

飯田市都市計画審議会 会長 大貝 彰 様、飯田市長 牧野 光朗

飯田市都市計画ごみ焼却場の変更（市決定）について（諮問）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

1 諮問の目的、飯田都市計画ごみ焼却場の変更（市決定）

2 諮問の内容、別紙のとおり

2 飯地計第10号 令和2年4月23日

飯田市土地利用計画審議会 会長 大貝 彰 様、飯田市長 牧野 光朗

飯田市土地利用基本方針の変更について（諮問）

このことについて、飯田市土地利用基本条例第10条第7項において準用する同条第4項及び飯田市都市計画法施行条例第11条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

1 諮問の目的 飯田市土地利用基本方針の変更

2 諮問の内容 別紙のとおり

以上であります。それではよろしくをお願いいたします。

○近藤 以降の進行につきましては、大貝会長にお願いいたしますが、本日は、ウェブによる進行でございますので、通信の関係上、聞き取りにくい点や、大貝会長から各委員の発言等の状況がつかめないことが想定されますので、その点に関しましては、事務局が補助をさせていただきます。あらかじめ、ご了承いただきたく存じます。

それでは、大貝会長、よろしくをお願いいたします。

○大貝会長 それでは始めたいと思います。まず会議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでお願いいたします。

○近藤 本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。会議内容の概要につきましては

規定により公開することとしておりますが、公開議事録には出席委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしておりますので、本日の会議録における発言委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いいたします。

○大貝会長 ただいま説明のありました公開の同意についてご異議なければ公開としてよろしいでしょうか。

○事務局（近藤） よろしいそうです。

○大貝会長 特にご異議ないと見受けられます。それでは、会議の内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名も併せて公表することにいたします。よろしくお願いたします。

5 審議事項

○大貝会長 それでは、本日の次第の5番目、審議事項に入りたいと思います。

先程、諮問を受けました、まず「飯田都市計画ごみ焼却場の変更（市決定）について」事務局より諮問の説明をお願いいたします。

○近藤課長補佐 地域計画課の近藤です。それでは飯田都市計画ごみ焼却場の変更（市決定）について、【事前配布資料1】に基づき説明いたします。

次のページをご覧ください。今回、都市計画を変更し、廃止することをお諮りするごみ焼却場は「飯田市都市計画ごみ焼却場 1号 桐林クリーンセンター 面積約3.32ha」でございます。

次のページをご覧ください。飯田都市計画ごみ焼却場は、「桐林クリーンセンター」として、昭和61年7月に都市計画決定し、以後、昭和62年10月、平成12年10月の2回、それぞれ区域を拡大する変更を行ってまいりました。今回、可燃ごみの広域的処理を行ってきたこの施設が稼働停止したことから、都市計画を変更し、廃止したいとするものでございます。

次のページをご覧ください。桐林クリーンセンターは、図の中ほどにあります、黄色に着色した部分に位置しております。

次のページをご覧ください。桐林クリーンセンターの区域は、図の中で、赤く囲った部分で、面積は約3.32haでございます。

次のページをご覧ください。手続きの経過について報告をいたします。

地元、竜丘地区にて、今回、都市計画を変更する方針を説明させていただきました。主な説明会については次のページのとおりとなっております。その後、飯田市都市計画法施行条例第10条第2項において準用する同条第1項の規定により、当該都市計画の対象となる土地の区域にある、竜丘地域協議会に対して、意見聴取を実施しました。その結果、令和2年2月17日に「異存なし」との回答をいただきました。

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の規定により、長野県知事に協議し、下協議、事前協議を経たうえで、令和2年3月31日に、県の意見として、「県が定める都市計画である「飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、主要な都市計画の決定方針に、「南信州広域連合による新たなごみ焼却施設」を位置付けており、当

該施設の廃止と同時に新施設を都市計画決定することが妥当である。新施設の都市計画決定を行わない場合には、その理由を明確にされたい。」「また、この長野県の回答は、回答の後に行われる飯田市都市計画審議会への付議等の法に基づく手続きによって都市計画の案が変更されることを何ら妨げる趣旨ではないことに留意願います。なお、関係町村からは異存の無い旨の回答を得ています。」との回答を得ました。

その後、都市計画法第 17 条第 1 項の規定により、計画案の縦覧を、令和 2 年 4 月 2 日から 4 月 16 日まで実施しました。その結果、縦覧者、意見とも、ございませんでした。

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 3 項の規定により長野県との協議を行い、令和 2 年 4 月 21 日に「飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、主要な都市計画の決定方針に、「南信州広域連合による新たなごみ焼却施設」を位置付けられており、都市計画法第 15 条第 3 項及び同法第 19 条第 4 項の県が定める都市計画との整合を図る観点から当該施設の廃止と同時に新施設を都市計画決定すべきである。」との回答がございました。

飯田市としては、新施設である稲葉クリーンセンターを都市計画決定しない理由としまして、新施設は飯田都市計画の区域外で市街化の傾向がなく周囲に及ぼす影響が少ないこと、また周辺住民の意見が調整されたうえで地元合意に至り、すでに建設されていること、県の区域マスタープランに位置付けられていますが、地域との協議により位置を恒久的に決定しておくものではないことから、新施設の都市計画決定を行わないこととしています。

今後の予定につきましては、本審議会にて諮問内容が適当であるとの答申がいただければ、告示、縦覧の手続きを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○大貝会長 ありがとうございます。只今、説明がありました「飯田都市計画ごみ焼却場の変更（市決定）について」ご質問等をとらせていただいて、その後、この件についてご意見を伺うことといたします。

まず、ご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思います。発言にあたっては、氏名を告げて発言をお願いします。いかがでしょうか。

○事務局（松平） 18 番の後藤委員です。

○大貝会長 どうぞ。ご発言をお願いします。

○後藤委員 18 番の後藤です。このごみ焼却場が廃止になったということで、稼働停止となっておりますが、解体はいつなのか、それからその土地のダイオキシンや有害物質の調査はされているのか、又、される予定はあるのかをお聞きしたいです。

○大貝会長 それでは事務局から説明できますでしょうか。

○鋤柄地域計画課長 地域計画課の鋤柄でございます。本件に関して、解体等についてのご質問かと思いますが、南信州広域連合の方でもっている施設になりますので、この審議会の中でお示しすることを今持ち合わせておらないという状況でございますのでご承知いただければと

思います。

解体の時期、又、土石の調査の件につきましても同様でございますので、そのようにご理解いただければと思います。以上です。

○大貝会長 後藤委員はよろしいでしょうか。

○後藤委員 結構でございます。

○大貝会長 その他何かご質問があれば。特になければ、ご意見を伺いたいと思います。ご意見があれば挙手をお願いいたします。

○事務局（松平） 9番の細川委員です。

○大貝会長 はい、よろしく申し上げます。

○細川委員 9番の細川でございます。先程事務局から説明がございましたとおり、県の方といたしましては、新たな施設を都市計画決定すべきという意見をつけさせていただいております。ただこれに関しましては今回の処分に関する案件は、飯田市の都計審で決定されることでございますので県としての強制力はございません。その中での意見でございますが、先程ご説明いただきました、新しくできたクリーンセンターなのですが、飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県区域マスタープラン）の中で、都市計画施設として位置づけられているものと認識できます。これを位置づけるにあたっては、当然のことですが今この場で行っております、飯田市の都市計画審議会において審議をいただきましてご了解をいただいた案件でございます。飯田市の都市計画審議会で審議して決まった案件を変更せずに施行するというのは、市の審議会に対する説明責任が果たされていないような気がします。そういう意味で意見といたしまして、今後このようなことが無いように、しっかりした説明をお願いしたいと思います。

○大貝会長 ご意見としては理解できました。これについて事務局の方からコメントできますか。

○近藤 ご意見ありがとうございます。先程もご説明いたしましたとおり、この施設は地元とのこれまでの協議によって、恒久的な施設でなく、期限付きの20年ということで合意をして運用してきているということでございまして、飯田市として新施設の都市計画決定は行わないという方針で進めてきたところでございます。よろしく申し上げます。

○大貝会長 細川委員から説明があったように、この審議会で（都市計画）区域マスタープランについて、県決定のものですけども、この場でも審議したということでその中にそのことがあったということですので、この辺りのいきさつが私も具体的に理解できていないところもございまして、今後このような手続き上の矛盾が無いような形で進めていただくという風に思いますので、（細川委員の）ご意見として願いたいという風に、会長として伺いました。

その他、何かご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特に無いようでしたら、この「飯田都市計画ごみ焼却場の変更（市決定）について」お諮りしたいと思います。飯田市都市計画審議会として、「飯田都市計画ごみ焼却場の変更（市決定）について」諮問のとおりとすることが適当である旨、答申することにご異議ございませ

んか。

(異議なし)

○事務局(松平) 異議なしとのことでした。

○大貝会長 見受けられないようですので、異議なしと認めます。よって、「飯田都市計画ごみ焼却場の変更(市決定)について」は、諮問のとおりとすることが適当である旨、答申することとさせていただきます。答申書の文面につきましては私のほうにご一任いただければと思いますので、よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして2番目の審議事項、「飯田市土地利用基本方針の変更について」事務局より諮問内容の説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○松平 地域計画課の松平です。それでは、飯田市土地利用基本方針の変更につきまして、事前配布資料2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

【事前配布資料2-1】をご覧ください。

今回の土地利用基本方針の変更点は、前回の審議会の協議事項としてご説明させていただきました、大きく2点ございます。

1点目は、令和元年10月に決定いたしましたリニア駅周辺整備区域における都市計画の変更等の内容に関しまして、必要な修正等を行うものでございます。

2点目は、竜丘地区でのお取り組みの内容を、市の基本方針に反映させるものでございます。趣旨及び経過につきましては、お読み取りいただきたいと思います。変更予定期日、主な変更点とスケジュールにつきましては、後ほどご説明いたします。

それでは、【事前配布資料2-2】をご覧ください。1ページ上段は、基本方針の表紙の部分でございます。その下段は、目次の修正となっております。

2ページをご覧ください。目次の後のところに「変更の経過」を掲載しておりますが、そこに今回の主な変更箇所と施行日の欄を追加するものでございます。「第2編 市全域の都市づくりの構想」の第4章として「都市施設の整備方針」については、令和元年10月に決定したリニア駅周辺整備区域における都市計画決定の内容に関する修正等でございます。

3ページをご覧ください。この内、「2. 駐車場」では、冒頭の文章を「駐車場は目的地における自動車交通の受け皿としての施設であり、道路と一体となって円滑な自動車交通を支える施設です。」として、駐車場の役割を示す表現とするとともに、令和元年10月に決定いたしました「リニア駅前駐車場」に関する記述を一部追加するものでございます。

「3. 広場」についても同様に「リニア駅前多目的交流広場」に関する記述を追加し、令和元年12月に策定された「リニア駅前周辺整備基本設計」に基づき、これに関わる様々な計画や事業を実施します、としております。

リニア駅周辺整備区域における都市計画の変更等の内容に関する修正等の内容につきましては以上のとおりでございます。

次に「第6節 その他の都市施設」として、昭和62年に決定した「ごみ焼却場（桐林クリーンセンター）」を記載しておりますが、先程ご審議いただきましたとおり、この度、廃止といたしますので、これに併せまして該当箇所を削除したいとするものでございます。

続きまして、竜丘地域土地利用方針の変更の内容について、ご説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。第4編地域土地利用方針の「第4章 竜丘地区」をご覧ください。「1 地域土地利用方針の名称」と「2 地域土地利用方針の土地の区域」については、変更等はございません。「3 目指すべき土地利用の目標」の「(1) 地域づくりの目標」は、竜丘地区基本構想との整合を図り、一部文言を追加し、「(2) 目指す地域の姿」は、地区基本構想に掲げる目指す将来像であります「ロマン溢れる学びの丘」にあわせて変更いたしております。「4 地域づくりの方針」の「(1) 地域の土地利用に関する方針」としましては、地区基本構想との整合を図るとともに、次の5ページでは、地区基本構想に基づき竜丘地区を9つのゾーンに分け、新たに竜丘地区で確認されたゾーン及びゾーンごとの土地利用の方向性>を追加しております。

それでは、各ゾーンの概要を簡単にご説明させていただきます。各ゾーンの位置関係につきましては、【当日配布資料（参考）】竜丘地区土地利用計画の竜丘地区土地利用構想図を併せてご覧ください。

一つ目のゾーンは「里山ゾーン」で、駄科から上川路まで地区を横断する森林一体を指しており、ギフチョウをはじめとした貴重な動植物の生息地となっている緑豊かな里山の保全と自然と触れ合う場としての活用、また災害に備えた整備などを課題にあげており、森林整備事業や住民参加によって、そういった課題に取り組んでいくという方向性を示しております。

次に「天竜川流域ゾーン」でございます。主に鷲流峡から久米川沿いまでの区域を対象として、過去の災害を教訓として防災学習の場として活用することをあげているほか、竹林整備や水辺の学校のような環境学習の場として活用していくという方向性を示しております。

6ページをご覧ください。「歴史文化ゾーン」は、地区内に多くある古墳や神社仏閣などを対象としたゾーンで、地域の方はもちろんですが来訪者の方との交流や住民が親しみやすい憩いの場となるよう地域資源の活用に取り組んでいくこととしております。

「文教ゾーン」については、自治振興センターや小学校といった公共施設も集積しているが周辺に農地もあるゾーンでございます。子供が安心して学習できる環境や田園風景を守っていくために、今後、無秩序な開発等を防止するための建築物の用途等のコントロールを検討することとしております。

7ページをご覧ください。「工業ゾーン」は、環境産業公園や天竜川沿いの比較的大きな事業所が集まっている地帯を対象としており、今後も工業の利便性の向上と、竜丘地区の特徴である「環境に配慮した」産業を発展していくという方向性を示しております。

「農業ゾーン」は、稲作を中心に果樹や野菜も栽培されている地帯であり、食糧生産や生

態系の維持だけでなく、景観形成としても重要な役割を担っており、遊休農地や後継者不足という課題もある中で、持続可能な農業への取組を進めていくこととしております。

8ページをご覧ください。「商業ゾーン」は、桐林と駄科地区を中心とした国道151号沿道の商業集積地と時又地区の商店街の一角としております。日常生活を支える店舗が多いゾーンでありながら、周辺の田園風景や住環境に配慮した適正な土地利用を目指すこととしております。

「住宅・田園ゾーン」は、駄科の一部や長野原地区の一角を指しており、住宅がありながら農業も営まれている地帯で、良好な住環境を保全するとともに、無秩序な宅地化を抑制し、周辺の農地と調和した住宅地を目指すこととしております。

9ページをご覧ください。「環境共生ゾーン」は、治水対策事業があった嶋地区一角の区域で、地区計画などのまちづくりのルールを活用し、住民参加で環境と調和したまちづくりに取り組むこととしています。

「4(2)地域の景観の育成に関する方針」以降は、現行計画からの変更はございません。

【事前配布資料2-2】の説明については、以上でございます。

以上の変更箇所につきましては、本編に溶け込ませて該当ページを抜粋したものが【事前配布資料2-3】でございます。

変更箇所につきましては、アンダーラインで表現しておりますので、ご確認をいただきたと思います。

なお、これまで説明いたしました今回の変更内容に関しては、地域の方針のみでございまして、具体的な制限等を伴うものではございません。都市計画法や条例を活用した計画を実現する手法につきましては、今後、地域の皆様と検討していくこととしております。

最後に、今回の変更に伴い実施した意見募集等の手続きの結果と、主なスケジュールについてご説明いたします。

1月20日から2月20日まで、パブリックコメントにより意見募集を行いました。意見の提出はございませんでした。また、飯田市土地利用基本条例の規定に基づきまして、対象の土地の区域である竜丘地域協議会への意見聴取を行ったところ「異存なし。」との回答をいただいております。

本日の都市計画審議会・土地利用計画審議会での諮問・答申を経まして、予定ではございますが、5月1日付けを目標に変更を決定していきたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○大貝会長 ありがとうございます。それでは、只今説明のありました「飯田市土地利用基本方針の変更について」審議に移りたいと思います。まず、ご質問のある方はご発言をいただきたいと思います。先程同様、発言にあたっては氏名を告げてからご発言をお願いします。ご質問があればお願いいたします。

○事務局（近藤） ご質問の方よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○事務局（近藤） 無しということですか。

○大貝会長 特にご質問は無いということのようですので、続きましてご意見を受けたいと思います。ご意見があればご発言をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○事務局（近藤） ご意見のある方はいらっしゃいますか。挙手をお願いいたします。特によろしいでしょうか。よろしいということでございます。

○大貝会長 無いようですね。この件は、前回の審議会においても事前に一度皆様にご説明をして、内容についてはご確認いただいておりますかと思えます。特にご意見無いということであれば、今日諮問のあった内容についてお諮りをしたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、飯田市都市計画審議会として「飯田市土地利用基本方針の変更について」、諮問のとおりとすることが適当である旨、答申することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○事務局（近藤） 異議なしということでございます。

○大貝会長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、「飯田市土地利用基本方針の変更について」は、諮問のとおりとすることが適当である旨、答申することとさせていただきます。答申書の文面につきましては私の方にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。

続きまして、飯田市土地利用計画審議会としての審議案件ということでもございますので、同様に只今の「飯田市土地利用基本方針の変更について」、諮問のとおりとすることが適当である旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○事務局（近藤） 異議なしということですか。

○大貝会長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、「飯田市土地利用基本方針の変更について」は、諮問のとおりとすることが適当である旨、答申することとさせていただきます。答申書の文面につきましては、先程同様、ご一任いただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

以上で本日の諮問事項に対する審議が終了いたしましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（近藤） ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、北沢建設部長よりごあいさつ申し上げます。

○北沢建設部長 事務局よりお礼を申し上げます。本日は都市計画また土地利用計画の両審議会ということで、大事なお審議をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見につきましては、今後の都市計画、また審議会運営において十分配慮して参りたいというように考えます。感染症対策ということで、このような会議の進め方等、委員の皆様にはご不便等おかけをいたしました。大貝会長にも大変ご面倒をおかけいたしました。事務局の手際の良くない点お詫びをいたしますが、それぞれにご協力をいただきましてありがとうございました。

今後の予定につきましては、本日の段階では詳細を申し上げるにいたっておりませんが、今年度においても、都市計画道路の変更、また国道 153 号南道路に係る案件さらに、施設の計画に係る案件等、本審議会においてご審議をお願いしなければならないものがたくさんあるというふうに認識しております。市の都市計画の重要な事項について審議をお願いする訳でございますが、計画の進捗により準備が整い次第ご案内をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

○大貝会長 ありがとうございました。

○事務局（近藤） これをもちまして令和 2 年度第 1 回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了とさせていただきます。お疲れ様でした。

○大貝会長 どうもありがとうございました。

閉 会 14 時 45 分